警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	令和８年第３回宮城県岩沼警察署協議会
開 催 日 時	令和８年10月19日（月）　午前10時から 午前11時30分まで
開 催 場 所	宮城県岩沼警察署４階大会議室
出 席 者 等	１　協議会委員 出席委員～木村將昭会長、小野寿昭副会長、板橋肇子委員、 髙橋佳代子委員、楢山伸哉委員、佐藤真希子委員、 足沢佑樹委員 ２　警察署側 署長、副署長、副参事、警務課長、留置管理課長、生活安全課長、 地域課長、交通課長、警備課長
議 事 概 要	別紙のとおり
備　　考	

備考　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

別紙

議事概要	**1　報告事項等** **⑴　管内の治安情勢等について** 署長から、令和８年９月末現在における管内の刑法犯認知件数、特殊詐欺発生状況及び交通事故発生状況について説明がなされた。 《委員からの質問なし》 **2　協議事項等** **⑴　速度取締り指針について** 交通課長から、岩沼警察署における令和８年度下半期における速度取締り指針の策定等について説明がなされた。 委　　員：　９月から生活道路における法定速度が時速30㎞に引下げとなったことに伴う管内の取締りの現状について伺いたい。 交通課長：　９月の法改正後、管内で生活道路における法定の最高速度違反取締を行った実績はないが、最高速度の交通規制が指定された路線での取締りを実施している。 生活道路における速度取締りは、県民の関心も高く、当署としても是非実施したいが、取締りは、安全を確保した上で行うため、必要な用地を準備することが困難なために断念せざるを得ないという実態もある。可搬式速度違反自動取締装置（可搬式オービス）等を活用して、管内の速度抑制を図り重大交通事故を抑止できるよう努める。 委　　員：　安全協会の役員から名取市美田園７丁目地内の道路のセンターラインが消えているとの話があり巡回したところ、ラインが消えかかっている箇所が結構あった。ラインが消えていると生活道路なのかどうかの判断がつかないので、道路管理者と点検して道路整備をしていただきたい。 交通課長：　管内の道路と交通規制の確認点検を随時行い、住民からの要望や交通流の変化など、必要に応じて見直しを図っており、適正妥当な交通規制となるように努める。 指摘があった道路は、具体的な場所などの情報を道路管理者へ提供し対応を促進する。 委　　員：　道路管理者との連携を密にしてお願いします。 委　　員：　速度取締りを実施してほしい場所や道路があった場合に要望しても構わないか。

議事概要		交通課長：　交通取締りをしてほしい場所や路線は、日々、住民の皆様から寄せられる電話や文書、Ｅメールなどの方法で、警察署や警察本部において要望を承っている。また、市役所に寄せられる要望で受理する場合もある。 委員：　取締り場所を決める基準はどのようなものなのか。取締りは管内満遍なく実施しているのか。速度取締りにより交通事故が減ったというデータはあるのか。 交通課長：　交通取締りは、過去に発生した交通事故の統計に基づき、警察署や市役所に寄せられる交通取締り要望を精査し計画を策定しているほか、車両を停止できる場所の確保など様々な要素や条件を総合的に判断して実施している。 取締りは策定した計画に則って推進しており、違反者に交通指導取締りの重要性を理解していただく説明を行うとともに、地元住民や企業の皆様にも御理解と御協力をいただきながら交通指導取締を推進していく。 速度取締りによって交通事故が減少しているかどうかの統計は取っていないが、昨年11月に交通死亡事故が発生した閖上港線において取締りを推進したところ、現在までのところ重傷交通事故は発生していない。 委員：　生活道路における法定速度が時速30㎞に変更され周知はされているのか。また、法定速度が時速30㎞となる生活道路の基準を詳しく教えていただきたい。 交通課長：　法定速度が時速30㎞となる生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路であり、標識は設置されない。 道路交通法改正の周知は、警察庁、都道府県及び各自治体、宮城県警察でも広報を行っている。宮城県警察では、県警ホームページへの掲載のほか、各警察署が行う様々な交通安全講話や交通安全教室などで周知を行っており、今後もあらゆる機会を通じて、幅広い年代の方々へ行き届くよう広報活動を行っていく。 委員：　速度取締りにおいて、狭い道や生活道路、通学路では、生命の危機に直結する事態を引き起こすことは明白であり、厳しく対処していただきたい。また、自転車の一時停止違反

議事概要		や信号無視も併せて取り締まっていただきたい。 交　通　課　長：　狭い道路や生活道路、通学路は、危険性が高いので狭隘な道路では可搬式速度違反自動取締装置の活用や周辺道路を走る車両運転者へ緊張感を高める取締方法を用いるなど様々な取り組みをしている。 　自転車の交差点関連違反の取締りは、４月１日の道路交通法改正で、16歳以上の自転車運転者に対する交通反則通告制度が適用となり、４月以降、当署管内では信号無視など７件の自転車を対象とした取締りを実施している。自転車は自動車運転免許を要しない乗り物であるが、自転車も車両の運転者としての自覚と責任を持って走行する意識の醸成を図る取り組みを行い、交通事故の減少に努める活動を推進する。 委　　員：　自転車は免許のいらない乗り物であり、歩車分離があっても時間帯によっては関係ない走り方や信号無視をしている人を見掛ける。取締り対象となるのか。 交　通　課　長：　要件を満たせば該当するので取締り対象となる。 委　　員：　生活道路の引下げは良いことだと思うが、高速道路の一部区間で引き上げられているので、逆に引上げてもいいのではないかと感じる道路もある。 交　通　課　長：　制限速度の見直しは、交通事故防止を図るべく速度抑制を目的に引き下げを検討する場合がほとんどである。速度の引き上げは、従前と比較して高速度で走行しても安全が確保される道路構造や環境が整備されていることが前提となる。最高速度を引き上げてもいいのではないかという御意見がある場合には、警察本部や警察署へ率直な御意見を寄せていただきたい。 委　　員：　交通事故の発生状況や地域の交通環境を踏まえ、速度超過が見られる箇所では効果的な取締りを実施してほしい。 交　通　課　長：　交通死亡事故、重傷事故の抑止を最大限の目的として、ＰＤＣＡサイクルに基づいて交通指導取締の管理を効果的に行っており、今後も交通事故の発生状況や地域の交通環境などの情勢を踏まえて、効果的かつ活発な速度取締を実施し交通事故抑止となる活動を行う。

議事概要	⑵　特殊詐欺の発生状況とその被害防止対策について 生活安全課長から、当署管内における令和８年度９月末現在における特殊詐欺の発生状況及び被害に遭わないための対策について説明がなされた。 委　　員：　近年、生成ＡＩを悪用した巧妙な手口の犯罪が多くなっている現状において、どのように対処したらいいか教えてほしい。 また、手口が巧妙になってきているので、防止対策を教えてほしい。 生活安全課長：　被害に遭わないようにするには、詐欺の電話やＳＮＳが詐欺だという気付きを得られるかどうかがポイントとなる。日頃から報道されている様々な手口を常識として把握し、自分や家族が被害に遭わないように、よく声を掛け合っていただきたい。 対策は３点あり、１点目は、「電話の対策」で、詐欺の多くは電話やインターネットから始まるため、このような電話を受けないようにする対策が効果的である。 ２点目は、「手口の認識」であり、12月の市の広報紙、なとりん号及び岩沼市営バス内に特殊詐欺で被害の多い手口等のお知らせを掲示して頂く予定である。 ３点目は、「怪しいと感じたときにどう行動するか」で、その場で即答・即決せず、一人で抱え込まず、家族や警察に相談することで思い止まり、被害防止につながることとなる。 委　　員：　被害に遭う人の年齢層はどうなっているのか。集会や会合の時に紹介したいが、アプリの入れ方が分からない場合は、電話会社に行けばいいのか。 生活安全課長：　昔は被害者の大半が高齢者であったが、今は過半数が高齢者ではなく分散している。アプリは家族に入れてもらうのもお勧めである。 署　　長：　集会や会合があるときには警察署に依頼してほしい。警察官が説明したり、アプリについても教えることができる。 委　　員：　誰もが、自分は騙されることはないと思っており、他人事として関心が薄いので、周知徹底やハード面の対策を一層強化していただきたい。 生活安全課長：　被害が増えているのは、窓口を通さず、スマホを用いてネットバンキングで振り込んで

議事概要		いるからで、「騙されていることに自ら気づくか」、「知人との会話の中で気づくか」、「金融機関の監視網に引っかかって気づくか」のいずれかである。金融機関において、ＡＩを活用して振込の未然防止を図ったりしているので、金融機関防犯連絡協議会を通じて意見要望を伝えていきたい。 委　　員：　特殊詐欺は、どうしてなくならないのか。最近増えている詐欺の具体的な手口や詐欺に遭った場合被害金は戻ってくるのかを教えてほしい。 生活安全課長：　インターネットを通じて、地理的・場所的な制約がなく犯行が完結し、手間もかからず大金が得られるため、今後もなくなることはないと考えられる。 　被害金は基本的に戻ってこないものと考えていただきたい。一部の手口で保証や保険の手続きがあるようだが、民事的な手続きのため、詳細は把握していない。 委　　員：　相手に録音していることを明示したり、記録の保存や逆探知できるような機能がある被害防止に有用な電話の貸出しが必要なのではないかと思う。 生活安全課長：　固定電話の対策として、岩沼市は、貸し出し制度、名取市、警察本部、岩沼地区防犯協会連合会は､購入補助金制度を運用している。 　スマホ利用の浸透で、固定電話を解約する方も増えているため、警察本部の補助金制度は今年度で終了する予定である。 委　　員：　情報発信の強化として、最新の詐欺手口や地域の発生情報を、回覧板や広報紙、講話等を活用してタイムリーかつ分かりやすい周知に努めてほしい。 生活安全課長：　今年度に入り、名取市の商工会を通じた広報ネットワークを構築したほか、なとりん号や岩沼市営バス内での広報も始めており、今後はスーパーマーケット等で子供たちの音声で広報することも検討している。 委　　員：　詐欺電話ブロック対策として、警察や自治体が確認した詐欺・迷惑電話番号を、電話機やアプリなどで表示・自動ブロックできるよう機能連携や普及を図ってほしい。 生活安全課長：　今年度から来年度にかけて宮城県警独自の防犯アプリを開発して展開する予定であり、警察庁推奨アプリに限らず、岩沼署推奨アプ

議事概要	リあるいは宮城県警推奨アプリの広報も検討していく。 委　　員：　取締りと厳罰化について、詐欺グループへの徹底した捜査・取締りと厳罰化により犯罪抑止力を高めてほしい。 生活安全課長：　本県警では本年度、いわゆるトクリュウの取締り強化のため組織改編が行われ、特殊詐欺のインフラともいえる口座の売買を罰する犯罪収益移転防止法も１年以下の拘禁刑から３年以下の拘禁刑へと厳罰化されている。様々な対策が進んでおり、これらの効果や結果を踏まえて、全国的な方針や本県警の方針を確認しながら施策を展開して参る。 委　　員：　「闇バイト」という表現は、ハードルが下がったイメージであることからバイトという表現をしないでほしい。 生活安全課長：　闇バイトの表現については、当署や当県警で決定したことではないため、変更は困難である。また、一般に定着した表現を一部の地域で変更しても人に伝わらない表現になることが多いようである。 委　　員：　最近の特殊詐欺は電話による詐欺に加え、ＳＮＳやインターネットを利用したものなど、手口が多様化、巧妙化していることから地域住民が最新の手口や発生状況を知る機会を増やしてほしい。 生活安全課長：　詐欺の手口や発生状況については周知に努めていきたいと考えている。今年度に入り、名取市の商工会を通じた広報ネットワークを構築したほか、なとりん号や岩沼市営バス内での広報も始めており、今後はスーパーマーケットやドラッグストア等館内放送ができる商業施設で子供たちの音声で広報することも検討しており、引き続き広報活動を展開していく。 委　　員：　あまり出歩けない高齢者のため、デイサービスや日帰り温泉施設に出向いて広報するなど、周知する機会を作っていただきたい。 生活安全課長：　了承した。 ３　意見・要望等 ⑴　豪雨によるアンダーパスの冠水事故について 委　　員：　悪天候の中で、アンダーパスに進入する時、冠水しているかどうかを判断するのは困難である。集中豪雨であれば車の運転はやめた方

	がいいという注意喚起は、マスコミでしきりにやってほしいが、通行できなくするハード面の対策は急務である。 警 備 課 長：　当署管内の車両が通行できるアンダーパスは、名取市５箇所、岩沼市２箇所の計７箇所となる。「警戒標識」の設置箇所を確認しているが、視認性等を含め改善が必要な場合等があれば、道路管理者へ申し入れをする。 **４　質疑応答** 委員からの質疑応答なし。 **５　次回の開催予定** 警務課長：次回協議会は、令和９年２月頃に開催予定である。